

平成31年 第1回

津 軽 広 域 水 道 企 業 団 議 会 定 例 会

会 議 録

平成31年 2月19日

午前 10時00分 開議

津 軽 広 域 水 道 企 業 団

平成31年第1回津軽広域水道企業団議会定例会会議録

開催日時 平成31年2月19日(火) 開会 午前10時00分  
閉会 午前10時31分  
開催場所 津軽広域水道企業団 大会議室  
提出議案目録 別紙のとおり  
議事日程 別紙のとおり

《出席議員》 (9名)

1番 弘前市副市長 鎌田 雅人 議員	2番 黒石市長 高樋 憲 議員
3番 五所川原市長 佐々木 孝昌 議員	4番 平川市副市長 古川 洋文 議員
6番 藤崎町長 平田 博幸 議員	7番 田舎館村長 鈴木 孝雄 議員
8番 板柳町長 成田 誠 議員	9番 鶴田町長 相川 正光 議員
10番 つがる市副市長 倉光 弘昭 議員	

《欠席議員》 (1名)

5番 青森市長 小野寺 晃彦 議員

《地方自治法第121条による出席者》

企業長 櫻田 宏	代表監査委員 菊地 直光
副企業長 福島 弘芳	
事務局長 福士 洋一	西北事業部長 三浦 貴彦
津軽浄水課長 谷澤 諭	西北総務課長 杉野森 登一
	西北工務課長 白戸 光治
	西北浄配水課長 外崎 博幸

《議会事務局出席職員》

書記長 津軽総務課長 乗田 幸夫 書記 津軽総務課参事 千葉 亨

《職務のため出席した事務局職員》

津軽浄水課総括主幹 寺山 富士義	西北総務課長補佐 中野 雅仁
津軽浄水課総括主幹 山田 章永	
津軽浄水課総括主幹 佐藤 克嗣	津軽総務課主幹 小田切 峰
津軽浄水課総括主幹 伊藤 久志	津軽総務課総括主査 齊藤 英樹

平成31年第1回津軽広域水道企業団議会定例会提出議案目録

(平成31年2月19日)

議案 第1号 平成30年度津軽広域水道企業団水道事業会計補正予算(第2号)

議案 第2号 平成31年度津軽広域水道企業団水道事業会計予算

議案 第3号 津軽広域水道企業団水道用水供給条例の一部を改正する条例案

---

監査報告 1件

津広水監発 第5号 月例出納検査の結果に関する報告書の提出について

平成31年第1回 津軽広域水道企業団議会定例会 議事日程

平成31年2月19日 午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 議案審議

議案 第1号 平成30年度津軽広域水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）

議案 第2号 平成31年度津軽広域水道企業団水道事業会計予算

議案 第3号 津軽広域水道企業団水道用水供給条例の一部を改正する条例案

---

議事日程第4の議事

1 提案理由の説明

2 議案に対する質疑・討論・表決

午前10時00分 開会

○議長（高樋憲議員） これより、平成31年第1回津軽広域水道企業団議会定例会を開会いたします。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————

○議長（高樋憲議員） ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。よって、これより会議を開きます。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————

○議長（高樋憲議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。  
4番古川洋文議員、6番平田博幸議員を指名いたします。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————

○議長（高樋憲議員） 日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日一日といたしたいと存じますが、これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日一日と決定いたしました。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————

○議長（高樋憲議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

○書記長（乗田幸夫） 諸般の報告

一 企業長提出議案 議案第1号から第3号までの以上3件

一 監査報告 津広水監発第5号の以上1件 以上。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、諸般の報告は終わりました。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————

○議長（高樋憲議員） 日程第4、議案第1号から議案第3号までの以上3件を一括議題とし、理事者より提案理由の説明を求めます。企業長。

○企業長（櫻田宏） おはようございます。平成31年第1回津軽広域水道企業団議会定例会に提出いたしました議案の概要について、ご説明申し上げます。

議案第1号は、「平成30年度津軽広域水道企業団水道事業会計補正予算(第2号)」であります。内容は、西北事業部水道事業に係るもので、収益的収支において、営業外収益を3,175万2千円、営業外費用を3,169万2千円それぞれ減額しようとするものであります。また、債務負担行為においては、受水池建設工事など4件を追加するほか、検針業務委託の限度額を変更しようとするものであります。

議案第2号は、「平成31年度津軽広域水道企業団水道事業会計予算」についてであります。

初めに、津軽事業部水道用水供給事業についてご説明申し上げます。

平成31年度の業務の予定量として、年間総用水供給量を2,154万7千立方メートルと見込んでおり、収益的収支においては、用水供給事業収益に24億8,827万9千円を、用水供給事業費用に20億2,725万6千円を計上しております。また、資本的収支においては、資本的収入に2億4,975万2千円を、資本的支出に7億2,898万4千円を計上しております。主要な建設改良事業として、浄水施設更新事業に5,988万1千円を、送水施設更新事業に3,228万7千円を、水管橋耐震補強事業に5,423万円を、第二水力発電所系統連系工事費負担金に1,209万7千円など、建設改良費に2億421万2千円を計上しております。

次に、西北事業部水道事業についてご説明申し上げます。

業務の予定量として、給水戸数1万3,637戸に対し、年間総給水量を275万立方メートルと見込んでおります。収益的収支においては、水道事業収益に10億6,228万4千円を、水道事業費用に9億4,379万3千円を計上しております。また、資本的収支においては、資本的収入に23億9,549万3千円を、資本的支出に30億362万1千円を計上しており、送水施設等の建設費に19億3,449万8千円を、老朽管更新事業等の建設改良費に7億8,038万1千円を計上しております。

議案第3号は、「津軽広域水道企業団水道用水供給条例の一部を改正する条例案」についてであります。本条例に規定する給水料金のうち基本料金は、年額を基礎に算定しておりますが、消費税率の変更により年度途中で料金単価が改定になることから、年額から月額で算定するよう変更するため、所要の改正をするものであります。

す。

以上が、本日提出いたしました議案の概要であります。西北事業部経営協議会の開催状況報告につきましては、西北担当副企業長より、また、議案の詳細につきましては、事務局より補足説明いたさせますので、十分に御審議のうえ、原案どおり御議決くださるようお願い申し上げます。以上であります。

○議長（高樋憲議員） 福島副企業長。

○副企業長（福島弘芳） おはようございます。西北事業部経営協議会の開催状況につきましてご報告いたします。本定例会に、企業長が提案いたしております議案のうち、西北事業部水道事業に係わる部分につきましては、去る2月6日に西北事業部経営協議会を開催いたしまして、十分なる審議を経ているものでございます。なにとぞ慎重ご審議のうえ、原案のとおり、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。西北事業部経営協議会の開催状況報告といたします。以上でございます。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、提案理由の説明は終わりました。これより、審議を進めます。

初めに、議案第1号「平成30年度津軽広域水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）」について審議いたします。

事務局より補足説明があります。西北事業部長。

○西北事業部長（三浦貴彦） 私からは、第2章西北事業部水道事業について、補足説明を申し上げますので、平成30年度補正予算第2号の1ページをお開き願います。この度の補正予算は、西北事業部へ送水するための津軽事業部施設改良分に係る負担金等によるものでございます。

第2条の収益的収入及び支出につきまして、予算第2章第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額のうち、収入の第2項営業外収益を3,175万2千円減額し、第1款の水道事業収益を9億9,287万3千円に、支出の第2項営業外費用を3,169万2千円減額し、第1款の水道事業費用を9億812万6千円にそれぞれ改めようとするものでございます。

次に、第3条の債務負担行為についてであります。予算第2章第5条に定めた

債務負担行為に受水池建設工事を含む4件を追加し、労務単価の改定により、検針業務委託の限度額を変更しようとするものであります。以上で、第2章西北事業部水道事業についての補足説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第1号は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号「平成31年度津軽広域水道企業団水道事業会計予算」について審議いたします。

事務局より補足説明があります。事務局長。

○事務局長（福士洋一） 私からは、議案第2号のうち、第1章津軽事業部水道用水供給事業について補足説明を申し上げますので、お手元に配付しております平成31年度予算書の1ページをお開き願います。

初めに、第2条業務の予定量の（2）年間総用水供給量は、用水供給先9市町村からの受水申込量及び過去5年間の実績水量をもとに推計し、年間2,154万7千立方メートルと見込んでおります。なお、前年度予定量に比較して20万立方メートルの減となっております。これにより、（3）一日平均用水供給量は、5万8,872立方メートルと見込んでおります。

続きまして、第3条収益的収入及び支出についてご説明いたしますので、恐れ入

りますが予算書の5ページをお開き願います。収入の部、第1款用水供給事業収益、第1項営業収益については、第1目供給収益が21億5,754万1千円、第2目受託工事収益が1,538万9千円の合計で21億7,293万円を計上しております。

また、第2項営業外収益については、第1目受取利息及び配当金が1,404万3千円、第2目長期前受金戻入が2億3,257万2千円、第3目雑収益が6,873万4千円の合計3億1,534万9千円を計上しております。なお、第3目雑収益の主なものは、水力発電による売電収入であります。

以上により、第1款用水供給事業収益の総額は24億8,827万9千円となり、前年度と比較して2,025万6千円、0.8%の増となっております。

次に、支出の部についてご説明いたします。

第1款用水供給事業費用、第1項営業費用には、浄水などの営業活動に要する費用として18億8,883万9千円を計上しております。第2項営業外費用には、支払利息など営業活動に係る費用以外の費用として1億3,841万7千円を計上しております。

以上により、第1款用水供給事業費用の総額は20億2,725万6千円となり、前年度と比較して、4,170万7千円、2.1%の増となっております。これにより、収入から支出を差引いた消費税抜きの当年度純利益は、4億4,848万2千円となり、前年度と比較して47万5千円、0.1%の増となっております。

続きまして、第4条資本的収入及び支出についてご説明いたしますので、予算書の6ページをお開き願います。

収入の部、第1款資本的収入についてですが、第1項企業債には建設改良費に充てる収入として1,800万円を、第2項工事負担金には、西北事業部へ送水するための施設整備費に西北事業部が負担する金額3,175万2千円を、第3項投資有価証券売却収入として2億円を計上しております。

以上により、第1款資本的収入の総額は2億4,975万2千円となり、前年度と比較して8,200万円、24.7%の減となっております。なお、第2項の工事負担金については、施設整備の対象、範囲及び仕様などについて、西北事業部との協議に不測

の日数を要したことから、平成31年度予算に再度計上するものであります。

次に、支出の部についてご説明いたします。第1款資本的支出、第1項建設改良費には、浄水施設更新事業、送水施設更新事業などの費用として2億421万2千円を、第2項投資有価証券には、国債等の購入費として2億円を、第3項企業債償還金には3億2,477万2千円を計上しております。なお、建設改良事業につきましては、今年度策定する津軽広域水道用水供給事業ビジョンの事業計画に基づき計上しております。

以上により、第1款資本的支出の総額は7億2,898万4千円となり、前年度と比較して3億4,585万円、32.2%の減となっております。

以上が、資本的収入及び支出についてであります。予算書の1ページにお戻りいただきまして、第4条の本文のカッコ書きに記載しておりますとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億7,923万2千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,204万1千円、減債積立金3億2,477万2千円及び過年度分損益勘定留保資金1億4,241万9千円で補てんすることとしております。

続きまして、第5条継続費についてご説明いたしますので、予算書の2ページをご覧ください。これは、用水供給料金算定業務委託で、市町村の皆さんから新たな基本水量について平成31年10月末までに申込みを頂くことになっておりますが、その水量に基づき財政シミュレーションを行い、平成33年度からの料金単価を協議するための資料を作成するもので、2か年にわたる業務で1千万円を計上するものであります。

続きまして、第6条債務負担行為についてご説明いたします。新たな債務負担行為としては、No.1浄水池耐震化・補修事業2億6,869万7千円、西北事業部送水施設整備事業1億6,049万円を計上しております。

最後に、第7条から第11条は企業債、一時借入金の限度額などを定めたものであります。以上で、第1章津軽事業部水道用水供給事業についての補足説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 西北事業部長。

○西北事業部長（三浦貴彦） 私からは、第2章西北事業部水道事業について補足説明を申し上げますので、予算書の3ページをお開き願います。

初めに、第2条の業務の予定量であります。が、（1）の給水戸数は13,637戸、（2）の年間総給水量は275万立方メートルを見込んでおります。（4）の主要な建設改良事業では、水道施設建設事業に19億3,449万8千円を計上しております。主なものとしたしましては、口径500ミリメートルの送水管を560メートル、口径150ミリメートルの配水管を1,030メートル布設するほか、中央監視制御施設及び受水池、配水池等を建設する予定であります。また、水道施設改良事業には、7億8,038万1千円を計上しており、口径100ミリメートル～250ミリメートルの配水管を6,110メートル布設替えする予定であります。

次に、第3条の収益的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、収入についてであります。が、第1項の営業収益には8億4,741万5千円、第2項の営業外収益には2億1,486万9千円を計上しております。

以上により、第1款水道事業収益の総額は10億6,228万4千円となり、前年度と比較して3,765万9千円、3.7%の増となっております。

次に、支出についてであります。が、第1項の営業費用には8億291万円、第2項の営業外費用には1億4,088万3千円を計上しております。

以上により、第1款水道事業費用の総額は9億4,379万3千円となり、前年度と比較して31万7千円、0.03%の減となっております。

これにより、消費税及び地方消費税を除いた当年度純利益は1,395万円を見込んでおり、前年度と比較して338万円、32.0%の増となっております。

次に、第4条の資本的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、収入についてであります。が、年次事業計画に基づき第1項の企業債には8億円、第2項の国庫補助金には7億7,654万5千円、第3項の出資金には7億9,494万8千円、第4項の工事負担金には2,400万円を計上しております。

これは、主に特定広域化施設整備事業と老朽管更新事業の財源であります。

以上により、第1款資本的収入の総額は23億9,549万3千円となり、前年度と比

較して 3億5,647万2千円、17.5%の増となっております。

次に、支出についてであります。第1項の建設費には19億3,449万8千円、第2項の建設改良費には7億8,038万1千円、第3項の企業債償還金には2億8,874万2千円を計上しております。

以上により、第1款資本的支出の総額は30億362万1千円となり、前年度と比較して4億6,626万9千円、18.4%の増となっております。

これにより、第4条本文のカッコ内に記載しております、資本的収入額が資本的支出額に不足する額6億812万8千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億454万1千円、減債積立金5,233万円、過年度分損益勘定留保資金4億5,125万7千円で補てんすることとしております。

続きまして、4ページをお開き願います。第5条から第9条は企業債、一時借入金等の限度額などを定めております。

以上で、第2章西北事業部水道事業についての補足説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第2号は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（高樋憲議員） 議案第3号「津軽広域水道企業団水道用水供給条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

事務局より補足説明があります。事務局長。

○事務局長（富士洋一） 議案第3号の補足説明を申し上げます。

議案第3号は、受水市町村が企業団に支払う基本料金の算定方法について、消費税率の変更により年度途中で料金単価が改定となることから、年額計算から月額計算に改めようとするものであります。

現行では、初めに年額を算出して、それを12か月で割って月額を算出する年額計算の方法をとっております。具体的には、各市町村の1日当たりの基本水量に、当該年度の日数と基本料金単価を乗じて基本料金の年額を算出し、12月で割って各月の基本料金を算出しております。

改正案は、年額を算出せず、各市町村の1日当たりの基本水量に、毎月の日数と基本料金単価を乗じた金額を各月の基本料金とする、月額計算の方法に改めるものです。なお、改正後の年間の基本料金は、改正前と同額であります。

また、それに伴い、1円未満の端数処理の方法についてなど、水道用水供給条例施行規程の一部を改正する予定であります。以上で、議案第3号の補足説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第3号は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、本定例会に付議されました案件は、全て終了いたしました。よって、会議を閉じます。

企業長から、ご挨拶があります。企業長。

○企業長（櫻田宏） 平成31年第1回議会定例会の閉会にあたり、ごあいさつを申し上げます。

本定例会におきましては、平成30年度補正予算、平成31年度予算及び水道用水供給条例の改正につきまして、慎重にご審議を賜り、それぞれ原案のとおり御議決いただきありがとうございます。

議員の皆様方には、くれぐれも健康にご留意のうえ、ご活躍されますようお祈り申し上げます。閉会にあたってのあいさつといたします。ありがとうございます。

○議長（高樋憲議員） これをもって、平成31年第1回津軽広域水道企業団議会定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

午前10時31分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

津軽広域水道企業団議会

議 長

(黒石市長) 高 樋 憲

4番署名議員

(平川市副市長) 古 川 洋 文

6番署名議員

(藤崎町長) 平 田 博 幸